

成年後見制度の紹介企画第3回 「成年後見制度をご存知ですか？」



成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方の日常生活を法的に支援する仕組みです。いつまでも幌延町で安心して暮らすことができるよう、定期的に成年後見制度についてお知らせします。

※おさらい・・・「**成年後見人**」とは、判断能力が不十分な方をサポートする人です。サポートされる人を「**被後見人**」といいます。

どんな人が後見人になれるの？



「本人のためにどのような支援が必要か」などを家庭裁判所が考慮し、選任します。

主に、本人の配偶者や親族のほか、弁護士・司法書士・社会福祉士など法律や福祉の専門家が選ばれます。また、社会福祉協議会などの法人も選ばれます。

このほか、一定の研修を受けた一般市民が「**市民後見人**」として役割を担います。



幌延町にも「市民後見人」がいます！

幌延町では平成26年に市民後見人養成研修を行いました。「市民後見人」は、幌延町民の感覚を生かした後見活動ができ、被後見人と同じ目線でサポートすることができます。

平成29年には、研修を受けた有志が『茶話会グループ（結）』を立ち上げ、成年後見制度の普及啓発活動を行って

います。また、年2回、幌延町成年後見支援センターが主催するフォローアップ研修を受けて、知識の維持・向上に励んでいます。

幌延町のことをよく知る町民が後見活動をするこゝで、より身近な存在として活躍が期待されます。

本年度は次のような2つの活動を行いました

①6月29日、札幌市のジャスマイン権利擁護センターの水戸由子氏を招き、「私が後見人だったら」と題した講演を聞きました。軽度の認知症の方の事例をもとに、どのような支援が必要かを考えました。



②10月26日、石狩市成年後見センターの細谷芳江氏、石狩後見サポーターズの江崎芳雄氏、池田久美子氏を招き、それぞれの町の「成年後見制度普及啓発活動」について情報交換をしました。参加者はこれまでの活動を振り返り、お互いに刺激を受け合いました。



お問い合わせ先：幌延町成年後見支援センター（幌延町社会福祉協議会内） 電話：5-2090
幌延町地域包括支援センター（保健センター保健グループ） 電話・告知端末機：5-1790